

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年1月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1900088 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1900032 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 1 月から昭和 44 年 2 月まで

請求期間は、A 市にあった B 事業所（請求期間当時は、C 事業所）又はその関係会社の D 事業所等の名称の施設において、アルバイト又はパートとして勤務し、商品の選別作業に従事していたが、年金記録によると、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 事業所は、「当社が A 市に A 営業本部及び工場（商品の選別及び包装を行う施設）を開設したのは、昭和 49 年 10 月である。また、請求期間当時の人事関連資料がないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については、不明である。」と回答している上、同事業所から提出された資料及び当時の住宅地図においても、昭和 49 年 10 月以前に、請求者が主張する所在地に同事業所及び同事業所の関連会社の事業所が設置されていた形跡はない。

また、B 事業所及び同事業所の旧事業所名である C 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、両事業所における厚生年金保険の被保険者記録が継続し、かつ、請求期間及びその前後の期間に被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 18 人に照会し、12 人から回答を得たものの、このうち、元代表取締役であった者は、「A 市に B 事業所の A 営業本部及び工場が開設されたのは昭和 49 年 10 月である。請求者のことは知らない。」と回答しており、他の 11 人についても、請求者と同じく商品の選別作業に従事していたとする者はいない上、いずれも請求者を記憶していないことから、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。

さらに、B 事業所及び同事業所の旧事業所名である C 事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求期間及びその前後の期間において、請求者と考えられる被保険者記録は見当たらない。

加えて、オンライン記録及び B 事業所の回答によると、請求期間当時、同事業所の関連会社に E 事業所という名称の事業所が存在していたことが確認できることから、同事業所に係る被保険者原票により、請求期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 19 人に照会し、9 人から回答を得たものの、請求者と同じく商品の選別作業に従事していたとする者はいない上、いずれも請求者を記憶していないことから、請

求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。また、同事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求期間及びその前後の期間において、請求者と考えられる被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900037号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900033号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月10日から昭和61年4月1日まで

A事業所には、昭和61年3月末日まで運転手として継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしいと北海道厚生局に申し立てたが、記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録の訂正が認められないとする通知には納得できないので、再度請求する。

第3 判断の理由

前回の年金記録の訂正請求について、請求者は、昭和61年3月末日までA事業所に継続して勤務していたと主張しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、請求期間のうち昭和58年1月10日から昭和59年4月28日までの期間について、当該事業所に継続して勤務していたことが認められるが、i) 雇用保険受給資格者証の写しによると、請求者は、昭和59年4月28日に当該事業所を離職した後、同年5月17日に求職の申込を行い、同年5月24日から同年11月19日までの180日間について、7回にわたり失業の認定を受け、基本手当を受給していることが確認できること、ii) 厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の昭和58年1月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間は、適用事業所でなかったことが確認できること、iii) B市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金の被保険者資格取得日は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の昭和58年1月10日と記録されていることが確認できること、iv) 請求者は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び請求者を含む当該事業所の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、社会保険事務所(当時)が、過去に遡って記録した旨主張しているものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、当該事業所が適用事業所でなくなった昭和58年1月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる17人(請求者を含む。)は、いずれも同年同月中に健康保険被保険者証を返納した記録(被保険者証を滅失した3人を含む。)が確認できること、当該17人のうち、12人(請求者を含む。)は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者となった記録が確認できること、任意継続被保険者の番号は、任意継続被

保険者の資格取得処理順に付番されることから、上記 12 人に係る任意継続被保険者番号の前後の番号の者（A 事業所以外の事業所において資格喪失し、任意継続被保険者資格を取得した者）に係る健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日を確認したところ、いずれも、昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 1 月中であることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日（いずれも昭和 58 年 1 月 10 日）について、社会保険事務所が遡って記録したとは考え難いこと、v) 当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない上、当該事業所に係る被保険者原票において、請求者と同時期の昭和 58 年 1 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚への照会により、6 人から回答を得たところ、このうち 3 人は、昭和 58 年 1 月以後も当該事業所に継続して勤務していた旨陳述しているが、当該 3 人のいずれの者からも、請求期間に係る厚生年金保険料が自らの給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかったこと、vi) このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に平成 28 年 1 月 29 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、請求期間当時の事情を知る者として、新たに、当時の同僚一人のほか、当該事業所の関係者であるとする夫婦の名前を挙げて、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が名前を挙げた上記の者に照会を行ったものの、いずれも請求者の退職日を記憶していない上、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900049号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900034号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年3月17日から同年4月1日まで
② 昭和58年1月1日から昭和62年12月1日まで

年金記録によると、昭和57年4月1日から昭和58年1月1日まで、A事業所において厚生年金保険に加入した記録となっているが、請求期間①(昭和57年3月17日から同年4月1日まで)及び請求期間②(昭和58年1月1日から昭和62年11月30日まで)についても、A事業所に継続して勤務していたので、両請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしいと北海道厚生局に申し立てたが、記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録の訂正が認められないとする通知には納得できないので、請求期間②の終期を昭和62年12月1日に変更の上、再度請求する。

第3 判断の理由

前回の年金記録の訂正請求において、請求期間①については、請求者が提出したB市営住宅(空き家住宅)入居申込書により、請求者がA事業所に採用された日は、昭和57年3月17日である旨の記載が確認できる。しかしながら、i)当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間①における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない上、雇用保険被保険者記録によると、請求者の当該事業所における雇用保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和57年4月1日であることが確認できる。ii)当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、請求期間①に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚への照会により、6人から回答を得たものの、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

また、請求期間②について、請求者は、A事業所に継続して勤務していた旨主張している。しかしながら、i)雇用保険被保険者記録及び雇用保険受給資格者証の写しによると、昭和57年12月31日に当該事業所を離職した記録となっており、当該記録は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和58年1月1日)と符合している上、請求者は、昭和58年2月14日に求職の申込を行った後、同年2月21日から同年8月19日までの180日間について、7回にわたり失業の認定を受け、基本手当を受給していることが確認できるほか、その

後、請求期間②中の昭和 59 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間について、A 事業所とは別の事業所において、短期雇用特例被保険者として雇用保険に加入し、同被保険者期間に係る特例一時金を受給していることが確認できる。ii) 厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 58 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②のうち昭和 58 年 1 月 10 日から昭和 62 年 11 月 30 日までの期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。iii) 請求者は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び請求者を含む当該事業所の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、社会保険事務所（当時）が、過去に遡って記録した旨主張しているものの、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所が適用事業所でなくなった昭和 58 年 1 月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる 17 人（請求者を含む。）は、いずれも同年同月中に健康保険被保険者証を返納した記録（被保険者証を滅失した 3 人を含む。）が確認できること、当該 17 人のうち、12 人（請求者を含む。）は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者となった記録が確認できること、任意継続被保険者の番号は、任意継続被保険者の資格取得処理順に付番されることから、上記 12 人に係る任意継続被保険者番号の前後の番号の者（A 事業所以外の事業所において資格喪失し、任意継続被保険者資格を取得した者）に係る健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日を確認したところ、いずれも、昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 1 月中であることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 58 年 1 月 10 日）及び請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 58 年 1 月 1 日）について、社会保険事務所が遡って記録したとは考え難い。iv) B 市は、当局の照会に対し、請求期間②のうち昭和 60 年 1 月 1 日から昭和 62 年 11 月 30 日までの期間について、請求者が、国民健康保険の被保険者であった旨の回答をしている。v) 当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない上、当該事業所に係る被保険者原票において、請求者と同日の昭和 58 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚への照会により、6 人から回答を得たところ、このうち 3 人は、昭和 58 年 1 月 1 日以後も継続して勤務していた旨陳述しているが、当該 3 人のいずれの者からも、請求期間②に係る厚生年金保険料が自らの給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に平成 28 年 1 月 29 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、請求期間①及び②当時の事情を知る者として、新たに、当時の同僚一人のほか、当該事業所の関係者であるとする夫婦の名前を挙げて、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が名前を挙げた上記の者に照会を行ったものの、いずれも請求者の入社日及び退職日を記憶していない上、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。